

2026年5月15日

各 位

会社名 都 築 電 気 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 吉田 克之
(コード番号 8157 東証プライム)
問合せ先 執行役員常務 平井 俊弘
(電話番号 050-3684-7780)

当社取締役に対する株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、2017年度より導入している、当社取締役および執行役員へのインセンティブプランである株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続および本制度の一部改定に関する議案（以下「本議案」という。）を2026年6月26日開催予定の第86回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、本制度を下記2. のとおり一部改定の上、継続することとしました。(※)
- (2) 本制度の改定は、本株主総会において本議案の承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「本信託」という。）と称される仕組みを採用しております。役員報酬B I P 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に役員に株式を交付するインセンティブプランです。役員別に定める基本報酬額に基づいて設定される株式報酬額および業績目標等の達成度に応じて、当社株式およびその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役に交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。
- (4) 当社は、2026年9月末日に信託期間が終了する本制度について、信託契約の変更を行うことにより、信託期間を3年間延長します。なお、継続後の本制度の対象期間は、2027年3月31日で終了する事業年度から2029年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

(※) 当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置し、本制度の継続および一部改定を審議しております。

2. 本制度の一部改定について

当社は当社取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（国内非居住者を除く。）の中長期的な業績向上および株主価値の最大化への貢献意識を一層高めることを目的に、当社の中長期的な経営戦略等と連動性が明確である株式報酬制度への見直しを行いました。具体的には、各事業年度における業績目標等の達成度に応じてポイントを付与する仕組みとすることとし、本制

度の継続にあたり、本株主総会において承認を得ることを条件として、従前の制度から以下の点を改定いたします。以下の（１）および（２）の改定は、当該変更に伴うものであります。

（１）当社が本信託に拠出する金員の上限

本株主総会においては、対象期間ごとに取締役への報酬として本信託に拠出することのできる金額の上限を240百万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本信託に取締役への報酬として拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することになります。当該信託金の上限は、信託期間中の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

（２）取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限

本株主総会においては、取締役に付与される1事業年度当たりのポイントの総数の上限は30,000ポイント（1事業年度毎に取締役の基本報酬額に応じて付与されるポイントに業績係数の最大値を乗じた値）として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、取締役が1事業年度当たりに付与を受けることができるポイントの総数は、かかるポイントの総数の上限に服することになります。

また、対象期間ごとに本信託が取得する当社株式数の上限は、上記の1事業年度当たりのポイントの総数の上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する90,000株を上限とします。なお、取締役に交付される株式数はかかる株式数の上限（90,000株）に服することになります。

（３）取締役に交付等が行われる当社株式等の算定方法

取締役の報酬と業績との連動性をより明確にし、株主のみなさまとの利害共有および株主重視の経営意識を更に高めることを目的に、役位別の基本報酬額および毎事業年度における業績目標等の達成度（※）に応じてポイントを付与することとします。

（※）当社の中期経営計画で掲げる業績指標等および企業価値指標等の達成度に基づき、50%～150%の範囲で業績係数を決定します。継続後の当初対象期間においては、営業利益、エンゲージメント指数および株主総利回り（TSR）を採用予定です。

取締役の退任時等（当該対象者が死亡したときおよび国内非居住者となることが決定したときを含む。）に、付与されていたポイントの累積値に応じて1ポイントにつき1株の当社株式等の交付等が行われます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

（４）その他

上記に加えて、従来どおり、当社の執行役員（国内非居住者を除く。）も本制度の対象とする予定であり、執行役員に交付等が行われる当社株式等の算定方法についても、上記（３）と同様の改定を行う予定です。

執行役員への報酬として対象期間ごとに本信託に拠出する上限金額は400百万円、対象期間ごとに付与を受けることができるポイントの総数の上限は150,000ポイントとし、本信託が執行役員に交付等を行うために取得する当社株式の株数は、かかる対象期間毎のポイント数の上限に相当する150,000株を上限とする予定です。

その他本制度内容に変更はございません。従前の本制度内容については、2023年5月12日付「当社取締役に対する株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|--------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ②信託の目的 | 取締役および執行役員に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 取締役および執行役員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 (公認会計士) |
| ⑦信託契約日 | 2017年11月21日 |
| ⑧信託期間 | 2017年11月21日～2026年9月末日
(2026年8月の信託契約の変更により、2029年9月末日まで延長予定) |
| ⑨制度開始日 | 2017年11月21日 |
| ⑩議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑪帰属権利者 | 当社 |
| ⑫残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上